

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 0 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課

被保護世帯の児童生徒等の家庭学習に係る留意点について

今般、新型コロナウイルス感染症対策のため、多くの小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等（以下「学校」という。）において、臨時休業等の措置が講じられています。こうした状況を受け、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和 2 年 4 月 10 日付文科初第 87 号文部科学省初等中等局長通知。別添）において、臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導の取扱いが示されております。生活保護の目的の一つである自立の助長の観点からも、被保護世帯の児童生徒等が適切に家庭学習を行うことが重要です。このため、各福祉事務所におかれては、ケースワーカーによる訪問調査活動等の機会（電話連絡によるものも含む。）を通じて、被保護世帯の児童生徒等が適切に家庭学習を行うことができているか確認の上、必要に応じて助言・指導を行うよう格段のご配慮をお願いいたします。

また、助言・指導にあたっては、可能な場合は、ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業（学習教材を配布し、メールや電話等により支援員が助言・指導を行うなどの対面以外での学習支援が可能。）とも連携して対応いただくようお願いいたします。

なお、家庭においてオンライン学習を行う場合に必要となる端末や通信機器等の環境整備に必要な経費を文部科学省において令和 2 年度補正予算案に計上しており、今後、文部科学省より環境整備にあたっての方針が示された後に、生活保護制度における取扱いについてもお示しする予定です。

各自治体におかれては、ご了知の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。併せて、都道府県におかれては、管内実施機関に対し周知いただきますようお願いいたします。